

答申日：平成30年6月22日

件名：市民応接記録その他5件の部分公開決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

刈谷市長（以下「市長」という。）が、「市民応接記録H28年度H29年度（各課1人分）」（以下「請求文書1」という。）の公開請求に対し、平成28年7月12日作成の苦情・相談記録簿（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を非公開とした決定並びに「肖像権の定義が記載された文書」（以下「請求文書2」という。）、「職務遂行中における職員の保護すべき個人情報の内容がわかる文書」（以下「請求文書3」という。）、「復命書（発達障害者支援法の職員のもの）」（以下「請求文書4」という。）及び「知的障害の定義が記載された文書」（以下「請求文書5」という。）の公開請求に対し、これらを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が平成29年12月5日付けで行った刈谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による公文書公開請求に対し、市長が平成29年12月19日付け刈総第114号により行った部分公開決定について、その取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件対象文書のうち非公開とされた部分については、条例第7条第1号に該当しない。

イ 請求文書2から請求文書5までの文書は、存在する。

3 実施機関の説明の要旨

（1）経緯について

ア 審査請求人は、平成29年12月5日付けで、市長に対し請求文書1から請求文書5まで及び「行政不服審査法の施行状況調査（直近のもの 総務省調査のもの）」について、条例第6条第1項の規定により公文書公開請求を行った。

なお、全ての請求文書については、公開請求書が提出された際に、口頭により、総務文書課において所管する公文書に限定したものであることを確認している。

イ 市長は、アの公文書公開請求に対し、請求文書1にあつては本件対象文書を特定し、これには条例第7条第1号に該当する部分が含まれているとして、請求文書2から請求文書5までにあつては文書不存在として、平成29年12月19日付け刈総第114号により部分公開決定を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月27日付けで審査請求をしたものである。

なお、「行政不服審査法の施行状況調査（直近のもの 総務省調査のもの）」の公開請求に係る公開決定については、審査請求の対象とされていない。

(2) 請求文書の部分公開決定について

ア 請求文書1について

(ア) 文書の特定について

市長は、請求文書1として、本件対象文書を特定した。

(イ) 非公開情報該当性について

本件対象文書のうち、苦情申立人及び休日夜間窓口業務委託業者の警備員個人の氏名は、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくない情報であると認められる。したがって、条例第7条第1号に該当し、その一部を非公開とした決定は妥当である。

イ 請求文書2から請求文書5までについて

請求文書2から請求文書5までについては、総務文書課で作成も取得もされておらず、存在しない。したがって、これらの文書を不存在とした決定は妥当である。

4 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書に係る非公開情報該当性について

請求文書1の公開請求は、本件対象文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書には条例第7条第1号に該当する部分が含まれているとして部分公開とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書のうち非公開とされた部分は非公開情報に該当しないとして、当該決定の取消しを求めているが、実施機関は、当該決定は妥当としていることから、その妥当性について、以下検討する。

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別されうるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは非公開とすること。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は除くと定めている。

本件対象文書に記載された苦情申立人及び休日夜間窓口業務委託業者の警備員個人の氏名は、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくない情報であると認められる。また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報にも該当しない。

したがって、本件対象文書に記載された苦情申立人及び休日夜間窓口業務委託業者の警備員個人の氏名を条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(2) 請求文書2から請求文書5までの保有の有無について

請求文書2から請求文書5までの公開請求は、これらに該当する文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これらに該当する文書を保有していないとして非公開とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、請求文書2から請求文書5までは存在するとして、当該決定の取消しを求めているが、実施機関は、当該決定は妥当としていることから、その妥当性について、以下検討する。

請求文書2から請求文書5までの保有の有無について、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、再度確認させたところ、実施機関はおおむね次

のように説明する。

ア 改めて公文書目録及び文書管理システムにより請求文書2から請求文書5までの検索を行ったが、該当する文書は確認できなかった。

イ 請求文書4にあつては、発達障害者支援法における発達障害者に該当する職員は、平成28年度及び平成29年度において、総務文書課に在籍していない。

ウ 請求文書5にあつては、内容が福祉総務課の事務分掌に属するものであり、総務文書課の事務分掌には属していない。

実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、請求文書2から請求文書5までを保有していないとして非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

平成30年6月22日

刈谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	永 田 靖 章
委 員	石 川 克 彦
委 員	加 藤 千 冬
委 員	加 藤 時 彦
委 員	真 島 聖 子